

(別紙)

病床機能転換に係る施設及び設備整備に対する補助概要

1 補助内容

病床機能の分化・連携を推進するため、既存の病床を地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟又は緩和ケア病棟へ転換する病院に対して、必要な施設整備及び設備整備を支援する。

※地域包括医療病棟については、今後追加を検討する予定です。

2 補助要件

(1) 補助対象経費

ア 施設整備
既存の病床を地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟又は緩和ケア病棟へ転換するために必要な増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、冷暖房、付属設備等)

イ 設備整備

既存の病床を地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟又は緩和ケア病棟として必要な医療機器等の購入費用。機材更新に係る費用は対象外。

(2) 補助基準額

ア 施設整備

① 増改築・・・1床当たり 4,770 千円

② 改修・・・1床当たり 3,333 千円

イ 設備整備

1施設当たり 10,800 千円

(3) 補助率

2 / 3

(4) その他の要件

本補助を受けるに当たって、次のアからエまでが必須要件となりますので、実施予定の医療機関は、必ず事前に御確認ください。

ア 本補助を受けて整備した病床については、既存の病床を地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟又は緩和ケア病棟としての届出を行うこと。

イ 同届出を行うために必要不可欠な整備であること。

ウ 補助交付決定を受けて以降に着手された病床機能転換のための施設整備及び設備整備であること。

エ 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。